

(別紙1)

作業安全マニュアル

高松市環境局 環境業務課

作業安全マニュアル

家庭ごみ定期収集及び運搬業務を行うに当たっては、市民の公衆衛生や生活環境の保全上に支障が生じることがないように、本作業安全マニュアルに従い、業務を履行しなければならない。また、清掃事業における安全衛生管理要綱（労働省労働基準局長平成5年3月2日付基発第123号）を遵守し、労働者の安全と健康を確保しなければならない。

1 作業開始前の準備

- (1) 当日予定する業務について、運転手及び作業員で業務内容、収集コース、搬入施設、注意事項等の確認すること。
- (2) 運転手が、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止、取消等の処分を受けていないことを確認すること。また、運転免許証の携行確認をすること。
運転手は、飲酒運転にならないよう、前日から体調管理をすること。
- (3) 決められた作業服、帽子、手袋、作業靴（安全靴）を必ず着用し、常に清潔を保ち、品位を損なわない服装で従事すること。
- (4) 労働災害を防止するため、作業前準備運動を行うこと。
- (5) 運転手は、作業出発前に車両の始業点検を行うこと。異常等があれば、修理等の対応を行うこと。
作業員は、点検を補助し、また、当日の作業に必要な装備品の有無を確認すること。
- (6) 収集車両の荷箱内外に汚れがないことを確認すること。汚れている場合には洗車すること。特にプラスチック容器包装ごみの収集前は、必ず洗車を行わなければならない。

2 車両を走行するとき

- (1) 運転手は道路交通法を遵守するとともに、作業員も協力して安全を最優先すること。
- (2) 車両を発進するときは、作業員とも連携して、必ず前後左右の安全を確認すること。
- (3) 車両を後退させるときは、後方モニターやバックミラー等で確認できても、視界に入らない後続車両や他の通行車が近付いていることを想定して、安全を十分に確認しながら、徐行運転をすること。また、必要に応じ、作業員も車両から降りて誘導すること。
- (4) 走行中は、路地等からの人や自転車の急な飛び出しのほか、道路上部に突き出した看板や日除け等にも注意すること。
- (5) シートベルトを必ず着用すること。
- (6) 法定速度を守り、無理な追抜きや追越しをしないこと。
- (7) 車間距離を十分にとり、わき見運転はしないこと。
- (8) 運転手は走行中に携帯電話を使用しないこと。また、作業員も走行中に私的に携帯電話を使用しないこと。
- (9) 安全運転を妨げる行為（みだりに窓から腕や手を出すなど）や、見苦しい態度（携帯電話でゲームをする、雑誌等を読む、足をダッシュボードに乗せるなど）は、市民の信頼を損なうこととなるため行わないこと。
- (10) 道路等へのごみや汚水等が落下又は飛散しないように、措置を講ずること。

- (11) ごみの運搬中は、必ず、後部ホップドアを閉めること。
- (12) 収集作業以外（車両の方向転換等）では、私有地内にむやみに進入しないこと。

3 車両を駐・停車させるとき

- (1) 車両を停車させる場合は、他の車などの通行の妨害にならないように気をつけること。通行を妨げる斜め付けは行わないこと。
また、市民から要望があった場合は、直ちに移動させること。
- (2) 傾斜のある道路（坂道など）に停車する場合は、サイドブレーキを十分に引き、安全確認してから作業に取りかかること。
- (3) 降車する場合は、車両が完全に停車した後に、周囲、特に後続車両（バイク、オートバイ、自転車等）の有無を確認してから降りること。
また、雨降り時は、滑りやすくなっているので、十分注意すること。
- (4) 降車後、「ドア」は確実に閉めること。
- (5) 乗車する場合は、車両の周囲、特に車両の前後の安全を確認して乗車すること。
- (6) 飛び乗り、飛び降りを行わないこと。
- (7) 車両の右付けは、絶対に行ってはならない。

4 車両を誘導するとき

- (1) 誘導する場合は、作業員は、運転手からよく見える安全な位置に立ち（原則として、前進の場合は運転手の反対側、後退の場合は運転手と同じ側に立つこと）、自分の足元、前後、左右、上部（日除け、看板等）の安全を確認しながら誘導すること。
- (2) 誘導される場合、運転手は窓を開けて声がよく聞き取れるようにするとともに、作業員は大きな声で、また、明確な合図で誘導すること。

5 収集作業をするとき

- (1) 作業は保護手袋を着用し、落ち着いて、また、お互いに声を掛け合い、危険防止に努めながら行うこと。
- (2) くわえタバコをしたままの作業は行わないこと。
- (3) 作業は周囲の安全（交通の状態、子供がいないかどうか、足元の状態など）を確認しながら行うこと。
- (4) ごみの中には、危険物（発火物、ガラス、釘など）が入っていると考え、無造作に取り扱わないこと。
- (5) 高松市の分別ルール及び排出ルールを十分に理解し、内容物を確認しながら、適切に排出されたごみを収集すること。
また、破碎ごみの収集時には、スプレー缶、ガスボンベ、ライターなどの発火物の混入により、車両火災が発生する場合がありますので、特に分別収集の徹底を行うこと。
- (6) 分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、市で作成した不適物警告シール（イエローカード）に対象理由をチェックし、年月日、車番を記入の上、そのごみに貼り付けて取り残すこと。
- (7) ごみを積み込む際は、腰痛防止等に留意し、まず軽く持って重量を確認し、重量物は複数

の作業員で協力して積み込むこと。

(8) ごみの積み込みは、必ず作業員が行い、市民に直接行わせてはならない。

(9) 機械車で収集する場合、投入口には適量のごみを入れ、安全かつ順調に積み込まれるようにすること。また、この場合、投入口に手や足など体を入れないこと。

また、積み込み回転板、押し込み板が動いているときは、ガラス、プラスチック片、汚水等が飛び散ることがあるので注意して作業をすること。

(10) ごみを押し込んだり、取り除いたりする必要があるときは、必ず、積み込み回転板、または、積み込み圧縮板を停止してから作業を行うこと。

また、これらが動いているときは、投入台には絶対に上がってはならない。

(11) 収集車が積載オーバーにならないように積み込みをすること。

(12) 軽四ダンプの場合は、走行中にごみが落下しないように、シートで覆う等の処置を行うこと。また、機械車両の場合は、積み込みが終了したら、必ず投入口を閉めること。

(13) ごみステーションでは、排出されているごみを完全に収集し、収集後はごみステーション周囲をきれいに清掃し、防鳥ネットがある場合は、折りたたむ等して通行の妨げにならないように片づけ、清潔を保つこと。

(14) ごみステーションに設置されている設備（鍵、扉、蓋、防鳥ネット等）は、丁寧に扱うこと。なお、破損を確認した場合は、可能な限りその状態を写真で撮影した上で、速やかに市環境業務課に報告すること。

(15) 有害ごみ（蛍光管、乾電池、水銀体温計等）については、他のごみと分けて破壊せずに収集できるよう専用の入れ物に入れること。

(16) ごみステーションから次のごみステーションへの移動は、助手席に乗るか、近い場合は徒歩で移動すること。リヤバンパー及び投入台は乗車するためのものでないので、リヤバンパー（ステップ乗車）に上がってはならない。

また、どのような形であろうと、ステップ乗車は、絶対にしてはならない。

6 処理施設（西部クリーンセンター、南部クリーンセンター）への搬入及び作業について

(1) 各処理施設への搬入は、それぞれの搬入要綱（別添）を遵守し、指定された道路がある場合はその道路を通行して、処理施設まで運行すること。

（特に、南部クリーンセンターへの搬入道路では、ごみ収集車は、制限速度時速30km、車間距離200mの取り決め事項を遵守すること。）

(2) 各施設の計量機に乗り、パンチカードを挿入後、計量伝票を受取り、所定の経路を通り、各プラットホームへと移動すること。計量機の手前では、一旦停止すること。

(3) 各施設における作業については、それぞれの現場担当職員の指示に従うこと。

(4) ピット前のプラットホームは混雑するので、作業員は他の車両に注意し、確実に誘導し、事故防止に努めること。

(5) ピットにごみを投入する場合、車両の後退（バック）時には特に注意し、作業員の誘導で後退させ、ピットに転落しないよう運転手と連絡を取りながらごみを投棄すること。（軽四ダンプで1人乗務の場合は、特に注意すること。）

(6) ごみを投棄するとき、ダンプしてもごみが出ない場合、危険のない位置まで車両を前進させてから、点検等を行うこと。

この場合、「クリップ式安全棒」を必ずセットしてから作業を行うこと。

- (7) ごみを投棄の際は、必要に応じ、汚水タンクに溜まった汚水を抜き取ること。
- (8) 転落防止のため、ごみピット前の車止めの上には、絶対に上がってはならない。
- (9) 有害ごみ（蛍光管、乾電池、水銀体温計、カセットコンロガス、スプレー缶、ライター等）については、それぞれの搬入場所に分別して捨てること。
- (10) ピットにごみを搬入する時に撒き散らしたごみは、ほうき等でピットに搬入させる等、清掃を必ず行うこと。（現場担当職員の指示に従うこと。）
- (11) 作業員の安全を確認して、ダンプ及びテールゲートを降下させ、PTOスイッチをオフにしてから発進すること。

7 選別・圧縮・梱包施設（ 栲リソーシズ ）への搬入及び作業について

- (1) 施設の計量機に乗り、ICカードを読み取り部分にかざして、計量伝票を受取り、所定の経路を通り、プラットホームへと移動すること。計量機の手前では、一旦停止すること。
- (2) 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (3) 施設における作業については、それぞれの現場担当職員の指示に従うこと。
- (4) ピット前のプラットホームは混雑するので、作業員は他の車両に注意し、確実に誘導し、事故防止に努めること。
- (5) ピットにごみを投入する場合、車両の後退（バック）時には特に注意し、作業員の誘導で後退させ、ピットに転落しないよう運転手と連絡を取りながらごみを投棄すること。（軽四ダンプ車で1人乗務の場合は、特に注意すること。）
- (6) ごみを投棄するとき、ダンプしてもごみが出ない場合、危険のない位置まで車両を前進させてから、点検等を行うこと。

この場合、「クリップ式安全棒」を必ずセットしてから作業を行うこと。

- (7) 転落防止のため、ごみピット前の車止めの上には、絶対に上がってはならない。
- (8) ピットにごみを搬入する時に撒き散らしたごみは、ほうき等でピットに搬入させる等、清掃を必ず行うこと。（現場担当職員の指示に従うこと。）

8 作業終了後

- (1) 当日の作業で、報告すべき事項があれば、責任者に報告を行うこと。
- (2) 市民からの取残し等の問い合わせなどに対応するため、その日の施設への最終搬入車両が帰着し、予定されていた収集作業が完了したことを確認したら、速やかに市環境業務課へ電話連絡をすること。
- (3) 翌日の作業に備え、車両を清潔にすること。特に、プラスチック容器包装の収集前は、必ず洗車を行わなければならない。

9 業者内における連絡体制

- (1) 受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し、明確な指示ができる体制をとること。

（事例）

- ・ 処理施設の故障等によるごみ搬入先変更指示（電話対応）

- ・ 冬、南部クリーンセンター周辺に降雪があり、路面が凍結している場合のごみ搬入先変更指示（電話対応）
- (2) 受託者は、本業務の作業終了後や休日等において、市からの緊急連絡や収集作業（ごみの取り残し等）に対応できる体制をとること。

10 作業中の事故対応について

(1) 交通事故が発生した場合

- ・ 負傷者がいる場合は、救急車を要請する等、人命救助を最優先すること。
- ・ 二重事故等の防止のため、車両を事故現場から移動させるなど、危険防止措置を行う。
- ・ 警察に通報し、事故現場検証を行うこと。
(事故発生日時・場所、死傷者数・負傷の程度、損壊物の程度、事故の状況等を連絡)
- ・ 各委託業者の事務所（以下、「事務所」という。）へ連絡し、指示を受けること。（些細な事故と思われる場合でも、自分だけの判断で対処しないこと。）
- ・ 相手方の確認を行う。（被害者の住所、氏名、連絡先、車両の保険の加入状況等）
- ・ 委託業者の責任者は、速やかに市環境業務課へ電話連絡をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙1）を提出すること。
- ・ 交通事故関係者に対し、誠意を持って対応すること。

(2) 車両火災が発生した場合

- ・ 直ちに車両を停止させ、消火器で初期消火を行うこと。
- ・ 消火器で消火できないと判断した時は、車両を引火等の恐れのない安全な場所へ移動させるとともに、消防へ出動要請を行うこと。
- ・ 事務所へ連絡し、指示を受けること。
- ・ 消火のため、収集車からごみを排出する場合は、周囲に燃えやすいものがないか、風の方向等を確認して排出すること。
- ・ 消火器を使用する場合は、風向き等を考慮し、周辺の民家、車、洗濯物等に掛からないよう、できるだけ配慮すること。
- ・ 消火した後は、周辺の清掃を行うこと。
- ・ 委託業者の責任者は、速やかに市環境業務課へ電話連絡をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙1）を提出すること。
- ・ 火災が起きた場合に対処する場所は、平常業務において把握し、確認しておくこと。

(3) 労働災害が発生した場合

- ・ 作業を中止し、負傷者の救護を最優先すること。
- ・ 軽傷と思われる場合でも、近くの医療機関を受診すること。必要に応じ、救急車を要請すること。
- ・ 事務所へ連絡し、負傷や病気の状況を報告し、指示を受けること。
- ・ 委託業者の責任者は、速やかに市環境業務課へ電話連絡をするとともに、事故報告書（マニュアル別紙1）を提出すること。

(4) その他

- ・ 作業中身体に変調を感じた場合、無理せず、同乗職員に話をし、事務所に連絡して指示を受けること。

1.1 市民対応について

- (1) 作業中に市民から相談を受けた場合は、丁寧な言葉で対応すること。
- (2) 業務に伴い、苦情を受けた場合又はその処理をした後には、速やかに市環境業務課へ電話連絡をするとともに、苦情処理報告書（マニュアル別紙2）を提出すること。
- (3) 即答できないことで、市が判断すべき内容である場合には、市環境業務課に連絡するよう伝えること。事務所経由でも構わない。
- (4) ステーションの新設、変更の申し出があった場合は、市環境業務課に連絡するよう伝えること。

<連絡先一覧表>

所属	電話番号
高松市環境局 環境業務課	834-0389 839-2054
〃 西部クリーンセンター	885-2727
〃 南部クリーンセンター	890-2190
株式会社リソーシズ 国分寺工場	874-3582